

東京都公報

発行
東京都

目次

44

条 例

- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…二
- 東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例……………（生活文化スポーツ局）…三
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…三
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…四
- 東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第九五号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行等に伴い、所要の改正を行います。

（一）固定資産税及び都市計画税

一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産について、課税標準に乘じる特例割合を定めます。

（二）法人事業税

外形標準課税の適用対象法人の見直しに伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例（条例第九六号）

一 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成一七年東京都条例第六七号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第一〇三号）の施行の日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第九七号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第一〇八号）の施行に伴い、介護補償の額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第九八号）

一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四八号）の施行に伴い、品川区が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年一〇月一日から施行します。

●東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第九九号）

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第一二〇号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第一〇〇号)

一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げます。

(例) 事業開始資金の貸付限度額

三、二六〇、〇〇〇円 ↓ 三、四七〇、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用します。

●東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇一号)

一 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八四号)の施行による大麻取締法(昭和二十三年法律第一二四号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日ほかから施行します。

●東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例(条例第一〇二号)

一 東京都立広尾看護専門学校の移転に伴い、位置を改めます。

渋谷区恵比寿二丁目三四番一〇号 ↓ 世田谷区上北沢二丁目一番三一号

二 この条例は、令和六年九月一日から施行します。

●東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇三号)

一 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八四号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十五号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十四条の八第一項中「または」を「又は」に改め、同項第二号中「均等割」の下に「並びに森林環境税」を加え、同項第四号中「調定額と」を「調定額、」に、「の合計額」を「及び森林環境税の調定額の合計額」に改める。

第二十四条の九の見出し中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同条第一項中「又は森林環境税に係る徴収金(同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「又は森林環境税に係る徴収金」を削る。

第二十五条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 法第七十二条の二第二項第一号ロに掲げる法人 所得割額

第八十五条中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

第六十六条第一項の表第一号ハ中「一般社団法人(非営利型法人)」の下に「(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。)」を加える。

附則第五条の二の二第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「(昭和二十六年法律第九十八号)」を、「資産の流動化に関する法律」の下に「(平成十年法律第一百五号)」を加える。

附則第十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法附則第十五条第三十八項 二分の一

附則第十四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法附則第十五条第二十五項第二号 十四分の十一

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十五条の改正規定 令和七年一月一日

二 第二十五条第一項第一号ロ、第六十六条第一項の表第一号ハ及び附則第五条の二の

二第二項の改正規定 令和七年四月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都都税条例第二十四条の八第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の都民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十六号

東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例

東京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第六号」を「第五号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改める。

第三十条第四項中「第六号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第百三十三号）の施行の日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十七号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万一千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第八条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

●東京都条例第九十八号

東京都知事 小 池 百合子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都品川児童相談所の項中「品川区 目黒区」を「目黒区」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十九号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和三十九年東京都条例第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、二六〇、〇〇〇円」を「三、四七〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、七四〇、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「三一〇、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項限度額の欄第十四号中「五二、五〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和六年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百一号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項イ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項ロ中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者登録事項」を「大麻草採取栽培者名簿の登録事項」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「変更申請」を「変更届出」に改め、同項ハ中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正法附則第六条の規定により改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく免許の申請がなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項に定めるところにより、手数料を徴収する。

3 この条例による改正前の東京都保健医療局関係手数料条例別表二十一の項の規定は、改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及び大麻研究者については、なおその効力を有する。

東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百二号

東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例

東京都立看護専門学校条例（昭和五十二年東京都条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都立広尾看護専門学校の項位置の欄を次のように改める。

東京都世田谷区上北沢二丁目一番三十一号

附 則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号」を「第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十八条から第十九条までの規定中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）

郵便番号
101-0051